

介護老人保健施設 ユートピアゆり
(介護予防)通所リハビリテーション
運営規定

運営規程

第1章 目的及び方針

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法の規定に基づき社会福祉法人郁慈会が経営する介護老人保健施設（以下「当施設」という）指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リを、リハビリテーションの事業を効率的に運営管理するために必要な基本的事項及び、当施設が社会的役割を果たす為の事項を定めるものである

(方針)

第2条 当施設は、地域利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じて自立した日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする

第2章 事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする

名称 介護老人保健施設 ユートピアゆり
所在地 奈良県北葛城郡上牧町上牧4244番地

第3章 従業者の員数及び職務

(従業者の員数)

第4条 当施設に次の従業者を置く

- | | |
|--|------|
| ① 医師（兼務） | 1名 |
| ② 理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師・准看護師若しくは介護職員 | 4名以上 |
| ③ 栄養士 | 1名以上 |

(従業者の職務)

第5条 従業者の職務は次のとおりとする

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 医師（兼務） | 利用者及び従業者の健康管理に必要な予防診断・治療等の業務に従事する |
| ② 看護職員 | 利用者とその従業者の健康管理、保健衛生並びに医療看護に関する必要な総ての業務に従事する |
| ③ 介護職員 | 利用者の日常生活の中で起こる諸問題を、共に考え共に悩み励ましその精神的安定を図ると共に必要な身の介助、補給等の業務に従事する |
| ④ 理学療法士
作業療法士
言語聴覚士 | 利用者が日常生活を営む為に必要な機能の減退予防及び減退した機能の回復訓練等の業務に従事する |
| ⑤ 栄養士 | 利用者の健康増進と食生活向上のため栄養指導・調理指導並びに食品衛生に関する必要な業務に従事する。 |

第4章 営業日及び営業時間

(営業日)

第6条 当施設の営業日は月曜日から土曜日までとする

(休業日)

第7条 日曜日・年末年始(12/31～1/3)及び台風・災害・その他営業することが不相当と思われる日
利用者の家族の承認を得て臨時に休業日とすることができる

第8条 当施設の営業時間は、午前8時00分から午後5時00分までとする
サービス提供時間は、午前8時15分から午後4時45分までとする

第5章 利用定員及び処遇

(利用定員)

第9条 当施設の利用定員は40名とする

(利用者処遇基本方針)

第10条 1. 要介護の認定を受け、当施設を利用するものを利用者と呼ぶ

2. 利用者の処遇にあたり人種、性別、信条、社会的身分により差別的扱いをしてはならない

3. 給食は栄養士の作成した献立によって実施されなければならない

献立の作成に当たっては、利用者の体調に適した基準の栄養量を満たし、かつ、嗜好を考慮し変化に富んだ食生活の向上につながるものでなければならない

年間を通じ、行事の行われる時は必要に応じ、行事食の特別献立を作成するものとする

4. 利用者の処遇は、次の時点に留意して行うものとする

(1) 通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う

(2) 介護理念にもとに、適切な介護技術をもってサービスを行う

(3) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する

5. 利用者の状態に応じた口腔衛生管理を行う

第6章 事業内容及び利用料等

(事業内容)

第11条 当施設は概ね65歳以上の要介護者（65歳未満であっても特定疾病に該当する者を含む）であって身体が虚弱な為に日常生活を営むのに支障がある利用者に、生活指導、日常動作訓練、養護、家族介護教室、健康チェック、送迎等の基本事業及び入浴サービス、給食サービスなどの通所事業を行う

(利用料等)

第12条 1. 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合書に示された割合に基づいたの額とする

2. 法定代理受領分以外は介護報酬告示の額とする

その他に、食費735円、教養娯楽費50円、希望者のみおやつ代として180円実費とする
オムツ費については、使用されたパット種類に応じて費用を徴収する

パット1枚=50円・リハビリパンツ=100円・テープ止めオムツ100円

3. 前項に定める利用料の他、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない

第7章 通常の事業の実施地域

(通常の実施地域)

第13条 通常の実施地域は、上牧町、王寺町、河合町、斑鳩町、三郷町、安堵町、広陵町、平群町、香芝市、大和高田市とする
事業実施地域を超えた地点から10Km以内では片道1000円、実費を徴収する

第8章 サービス利用に当たっての留意点

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医、地域ケアマネに連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 サービス利用に当たって利用者が留意すべき事項は次のとおりである

1. 利用者は、互いに助け合って明るい生活を営み、団体生活の秩序を維持するよう努めなければならない
2. 利用者は、当施設の諸規則を守らなければならない
3. 利用者が、前項の規定に違反し、又はこの規定に基づく当施設の指導に従わないため著しく秩序を乱し、他に支障をもたらす場合には利用の取り消しを求めることができる

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第16条 当施設の非常災害対策は、次のとおりである

1. 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害対策に関する具体的計画を作成し、非常災害に備えて定期的に非難、救出その他必要な訓練を行わなければならない
2. 緊急時には、速やかに対応できるようマニュアル等を作成しておくものとする
3. 訓練において地域住民の参加が得られるように連携に努める

第10章 その他運営に関する重要事項

(サービス提供に当たっての留意事項)

第17条 サービス利用に当たっての利用者が留意すべき事項は、次のとおりとする

1. 管理者はそれぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明する
2. 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない
3. 従業者は、それぞれの利用者について通所リハビリテーション計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする
4. 当施設は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(定員の遵守)

第18条 当施設は、利用定員をこえて通所リハビリテーションの提供は行なわないものとする

（勤務体制の確保）

- 第19条 1. 利用者に対して、適切な通所リハビリテーションを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない
2. 従業者の資質の向上の為に、研修の機会を確保しなければならない
- また通所リハビリテーション従業者（看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員、介護保険第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする

（秘密の保持）

- 第20条 1. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない
2. 従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする

（保健衛生・環境整備）

- 第21条 保健衛生には常に万全の配慮を怠ることなく、疾病予防、衛生的な環境保持に努めなければならない
- 事情所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事情所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な措置を講ずるものとする

第11章 実施

（委任）

- 第22条 この規定に定める事項の他、運営に関する必要な事項の確認にあたっては、理事長の承認を得て、管理者がこれを行う

第12章 虐待の防止のための措置に関する事項

- 第23条 1. 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

第13章 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項

- 第24条 1. 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的開催する
2. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする
3. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする

第14章 業務継続計画の策定に関する事項

第25条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする

(1) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第15章 感染症対策に関する事項

第26条 施設において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するものとする。

(2) 従業者に対し感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症対策の指針を作成し、研修会を定期的実施するものとする。

付則

平成24年4月1日一部改定

平成24年4月1日一部改定

平成25年6月1日一部改定

平成25年8月1日一部改定

平成26年4月1日一部改定

平成26年9月1日一部改定

平成28年7月1日一部改定

平成30年4月1日一部改

平成30年5月1日一部改定

令和3年8月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

令和6年4月1日一部改訂

令和6年9月1日一部改訂

令和7年1月1日一部改訂